

各位

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役社長 反町 勝夫

公正取引委員会の処分について

1. お詫び

この度、弊社が作成しました司法試験受験対策講座の一部パンフレット(以下、「司法試験パンフレット」といいます)、インターネットに掲載した合格実績表示について、公正取引委員会から、排除命令が出されました。弊社は、この処分を応諾し、厳粛に受け止めるとともに、役職員一同、より一層再発防止に努める所存です。

お客様をはじめお取引先様ならびに関係各位の皆様にご迷惑とご心配をおかけ致しましたことを謹んでお詫び申し上げます。

2. 事実内容

(1)対象となった司法試験パンフレットについて

今回公正取引委員会により調査されたのは、弊社が発行した司法試験の入門講座をご案内するパンフレットです。その中の下記下線部分の記述が、景品表示法に照らし、不適切であるとのこと指摘を受けました。

平成に入ってから15年間で、延べ12,059名の方が司法試験に合格なさいましたが、その内10,991名の方がLEC会員としてLECの司法試験講座をご利用になりました(平成元年～平成15年までの総合合格占有率91.14%)。

(2)調査の事情について

弊社は、1997年に公正取引委員会から合格実績の表示について承認を得ております。これまでこの規準に則って、合格実績の表示をしてまいりました。その規準は、

合格実績は、本試験の最終合格者人数に占める『LEC会員』の割合により算出・表示する。
合格実績表示に『LEC会員』の文言を用いる場合には、「上記合格実績とは、 年度試験最終合格者 名のうち、同年度同試験合格発表日現在の『LEC会員』が占める割合を言います。」という注釈を同じ紙面上に明確に記載する。

というものです。

この について『LEC会員』の中に、「自社の司法試験対策講座を受講した者のほか、口述試験会場までの送迎バスを利用した者、論文試験解答等の資料の提供を受けた者、受験願書の提供を受けた者等の自社が司法試験対策講座以外に提供するサービスを受けた者」が含まれていました。

しかし、上記(1)に記載しましたとおり、今回問題とされたパンフレットには、同一紙面上に上記の注釈がないばかりか、「『LEC会員』としてLECの司法試験講座をご利用になりました。」という文言が不注意にも付加されていたために、講座を利用していない人数まで講座を利用したものと表示していたため、「一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである」(景品表示法第4条第1項第1号)として、本件調査に基づく排除命令が出されました。

下線部は、公正取引委員会のご指摘内容を引用したものです。

詳細につきましては、別紙1をご参照ください。

(3)公正取引委員会の処分について

上記(2)の表示を実施したことに対する「排除命令」の内容は、以下の3点です。

不適切な表示を行なったことについて、新聞紙上に公表すること。

今後は、この表示を使用しないこと。

の実施状況について、公正取引委員会に報告すること。

なお、処分予定のご通知をいただいた段階では、上記に加えて、「再発防止策を役員及び従業員に周知徹底すること」という処分項目が入っておりましたが、この度いただいた排除命令書においては、「東京リーガルマインドは、平成16年12月15日以降、前記3の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底している。」と認定していただき、処分項目の中から削除していただきました。

3. 経過

平成15年12月25日	本件パンフレット発行(改訂版を含め101,260部)
平成16年5月20日	公正取引委員会より弊社パンフレットの表示につき、調査
平成16年12月15日	「広告表示規準」社内告知 弊社パンフレット回収・廃棄
平成17年1月7日	公正取引委員会より、処分予定の通知を受け取る
平成17年2月8・9日	「広告表示規準」に関する研修を全社員を対象として実施
平成17年2月10日	公正取引委員会より、処分通知書を受理

4. 原因

弊社では、上記2.(2)記載のとおり、1997年に公正取引委員会にご承認を得た規準に則って、合格実績の表示を行なって参りました。

しかし、今回、当該規準に反する広告がなされた原因は、広告宣伝の担当者のミスであるとともに、これに対する社内のチェック機能が不十分であったためであると深く反省しております。

5. 対策

公正取引委員会の処分に対して

不適切な表示を行なったことについて、新聞紙上に公表すること。

.....その内容としては、最終的には公正取引委員会との調整の上確定することになりますが、概ね、上記2.(2)記載内容のような事実の説明と消費者に対するお詫びになるものと考えられます。

今後は、この表示を使用しないこと。

.....今後は、昨年12月より施行している「広告表示規準」に則り、適正な広告表示を行ないます。なお、問題とされたパンフレットは、すでに回収し、廃棄を完了しております。

の実施状況について、公正取引委員会に報告すること。

..... については、上記のとおり公正取引委員会と調整の上、内容確定後掲載・報告を行う予定です。

弊社における再発防止策

弊社は、この度の件につき、公正取引委員会に相談し、今後の運用方法を作成するように進めておりました。これから日本は、知識創造社会を迎え、ライセンス・キャリア・資格の重要性が増す時代へと発展してまいります。弊社はこの分野における最大手として、他の企業の模範となる責任があります。そのためには、弊社もこれまでの企業姿勢を再点検し、いささかの疑念・誤解もない企業戦略を展開するべきであると深く反省し、ここに、営業担当部門、法務部等を始めとし、役職員一同、資格試験受験指導業界の一員としての社会的責任に基づき、この業界として初めて、自主的に「広告表示規準」を施行し、昨年より、既に運用しております。現在では、この「広告表示規準」に則り、法務部のチェックを経た合格実績でなければ広告物に表示できないシステムを運行しております。また、今回のような表示を繰り返さないように、全社員を対象に、広告表示規準研修を既に実施いたしました。

6. 処分

本件につき、弊社では1月31日付けで、法務部長を更迭いたしました。

7. 公正取引委員会からの要望

公正取引委員会からは、弊社に対する処分に付随して、報道発表用の資料の中で、資格試験等の受験指導業界全体に対し、次のような要望がございました。

資格試験等受験のための講座の受講生募集を行う際の広告表示において、次のような例が多く認められ、このような表示は、一般消費者の認識に沿った適切なものとは認め難いため、資格試験等の受験指導を行う主要な事業者に対し、景品表示法違反行為の未然防止の観点から、表示基準を策定するなどの表示の適正化を図るよう要望した。

- (1) 自らの合格実績として表示している合格者数、合格者数の比率等について、短期講座の受講生、公開模擬試験のみの利用者等、主要な講座を受講していない者を含めている。
- (2) 合格者について、単に自らの会員や利用者である旨のみを示し、利用した講座等の範囲を示していない。

弊社におきましても、上記5.に記載しました再発防止策を講じていくだけでなく、今後もお客様に適正な判断をしていくために、公正取引委員会のご指導を仰ぎながら、自社の「広告表示規準」の改善・改良を行っていく所存でございます。

参考：公正取引委員会ホームページ報道発表資料

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.february/050210.pdf>

以上

お問い合わせ先

本件についての受講生・一般の方からのお問い合わせは、株式会社東京リーガルマインドお客様相談室(電話:03-5913-6340(平日10時~15時)、メールアドレス:gakuin@lec-jp.com)にて承っております。

また、記者・編集者からのお問い合わせは、株式会社東京リーガルマインド社長室広報課(TEL:03-5733-7010(平日10時~18時)、FAX:03-5733-7009 メールアドレス:pr@lec-jp.com)にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(別紙1) 合格実績詳細

『LEC会員』の割合として算出・表示してきた合格実績について、優良誤認とのご指摘を受けたことから、受講生の皆様をはじめとすご関係者様に対して、その内訳をご説明すべきものと考え、司法試験合格者のうち、LECをご利用いただいた方の内訳(2002年度～2004年度)を算出し、公表させていただくことといたしました。

なお、『LEC会員』のカウントに際しては、本試験合格に資する弊社のサービスの提供を受けたかどうかを基準としておりましたので、無料のパンフレットをご請求いただいた方や、無料ガイダンスを受講しただけの方、外販テキストを購入しただけの方等(次表の～の項目)は原則として含まれておりませんが、カウントミスにより、2002年度で6名、2003年度で4名、それぞれ含まれておりました。

司法試験最終合格者のうち、LECをご利用いただいた方の内訳

		人数(人)		
		2002年度	2003年度	2004年度
司法試験本試験最終合格者人数		1,183	1,170	1,483
上記のうち、LECをご利用いただいた方 <small>2002年度、2003年度については、LECの合格実績として公表した数値です。 2004年度については、未公表ですが、2002年度・2003年度と同様の基準で算出した場合の数値です。</small>		1,086 (91.80%)	1,099 (93.93%)	1,385 (93.39%)
料金を頂戴しているもの	入門講座、択一基礎力完成講座、論文基礎力完成講座、答案練習会、ハイレベル模試、択一公開模擬試験、論文公開模擬試験等を利用した方 このうち公開模試のみご利用の方	860 (72.69%) 31	873 (74.61%) 14	1,140 (76.87%) 18
料金を頂戴していないもの	口述速報センター会員のみ、若しくは口述速報センター会員と以下のどれかをご利用になった方	185	197	221
	論文試験出題予想レジュマor最新判例情報or 願書交付のみをご利用になった方	34	22	24
	講座使用教材販売のみをご利用になった方	1	2	0
	講座使用教材販売のみをご利用になった方	0	1	0
	口述特別ガイダンスのみをご利用になった方	2	1	0
	法曹有名人による講演会をご利用になった方	1	0	0
	仕事説明会&修習ガイダンスのみをご利用になった方	1	2	0
	総合資格案内(約50頁)のみをご利用になった方	1	0	0
	無料講座説明会(身近な法律)のみをご利用になった方	0	1	0
	入門講座無料体験受講のみをご利用になった方	1	0	0
	小計	226	226	245

比率は、小数点第3位以下を切り捨てて算出しています。
それぞれの項目の詳細につきましては、末尾をご覧ください。
2004年度の数値は、上表のために2002年度・2003年度と同様の基準に基づいて算出したものであり、パンフレット・リーフ等には表示しておりません。

《上記の口述速報センター会員についてご説明します》

上表の「無料のみ利用者の内訳」のうち、最も人数が多い「口述速報センター会員」について、弊社は2003年度まで合格実績に算入しておりました。その理由について、皆様にご説明しなければならぬものと考えますので、以下に記します。

司法試験は、わが国の法曹の登竜門として、日本で最難関と言われる国家試験です(最終合格率は3%未満、合格時の平均年齢は28歳程度)。司法試験は短答式試験・論文式試験の合格したあと、さらに口

述試験があります。口述試験も 10 人に 1 人は不合格となる厳しい試験です。

口述試験は、従来東京都内で実施されていましたが、1998 年から、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出 1 1 番地）で実施されることとなりました。当時路線バスが 1 時間に 2~3 本しか運行されていなかったため、口述試験受験生の交通アクセスは格段に悪くなり、また周辺に適当な休憩施設もないことから、口述試験の円滑な運営が危惧されておりました。

そこで、弊社は、口述試験受験生が円滑に受験できるよう、「口述速報センター」を自費で運営し、受験生に無料でサービスを提供することとしたのです。

口述試験の受験生が、弊社のこのサービスをお受けいただく際は、「口述速報センター会員」として登録していただき、弊社は「口述速報センター会員証」を発行しています。受講生はこの会員証を弊社に提示することで次のサービスを利用することができます。

1. 口述速報センター

口述試験は、短時間で試験官との口頭試問を行う形式です。ほとんどの方が初めての受験で、また、試験会場の近隣には受験生が直前の待ち時間を過ごすために適切かつ十分な施設もほとんどありません。

そこで弊社では、口述試験会場（法務省浦安総合センター 千葉県浦安市日の出 1 1 番地）のそばの簡易施設を弊社が借り入れて、特別に「口述速報センター」を設置し、口述試験が実施される 5 日間の 9:00~18:00 まで、受験生に提供いたしました。

「口述速報センター」では、受験生は、最新出題状況などの貴重な情報や、参考書籍を閲覧できるほか、休憩・食事、情報交換等を行うことができます。

この「口述速報センター」では、当日、口述試験で問われた論点を口述試験の受験生からアンケート調査の方法で提供していただいております。受験生から提供していただいた情報は、本社に F A X し、本社で待機している弊社司法試験講座の制作スタッフが、これを集約・整理・一覧化して、「口述速報センター」・特設の送迎バス（次項でご説明いたします。）車内で、受験生にご提供しています。

この「口述速報センター」は大変好評をいただいております。2003 年度の口述試験における利用者数は、1,085 名に上り、口述試験の受験者 1,262 名のうち、86.0%の方にご利用いただいております。

2. 特設送迎バスの運行及び、車内での最新出題情報の提供

上述しましたとおり、最寄り駅である京葉線の新浦安駅から、口述試験会場までは、徒歩で 20 分もかかり、当時、路線バスが一時間に 2~3 本しか走っていなかったため、受験生（2003 年度で 1262 名。）が試験開始時刻に間に合うように会場に行くためには、路線バスは余りにも少なすぎました。

そこで直前の勉強に集中し万全の体制で本試験に臨んでいただけるよう、弊社が地元のバス会社に依頼し、特別に送迎バスのサービスを実施いたしました。この特設送迎バスは 4 台お借りし、口述試験の実施期間と時間中に 5 分から 10 分おきにピストン運行を行っています（バスの借り上げ運行だけでも多額な経費が掛かっております。受講生にはその負担を無料にしたというに過ぎません。）

特設送迎バスの中では、最新出題状況を提供して、貴重な乗車時間を有効に利用していただけるよう細心の工夫をしています。

この「特設送迎バスの運行及び、車内での出題情報の提供」は大変ご好評をいただいております。2003 年度では、口述試験実施期間の 5 日間で延べ 4,789 名の方にご利用いただいております。

3. 宿泊施設における専任講師による相談

口述試験は、法務省の研修所である浦安総合センターでのみ実施されるため、受験生は全国から集まります。遠隔地に在住している受験生等のために、弊社では、口述試験会場近くのホテルを予約し、受験生に実費でご利用いただけるようにしています。宿泊施設では、「口述速報センター」と同様に最新出題状況を閲覧できるほか、弊社の司法試験講師を宿泊させ、口述試験の受験相談を個人別に実施いたしました。

以上のとおり、多くの口述試験受験生に「口述速報センター会員」サービスをご利用いただき、大変ご好評を得ていることから、弊社としては「口述速報センター会員」サービスによって司法試験合格に寄与させていただいているものと考えておりました。

また、「口述速報センター会員」サービスは、弊社にとっては、多額な経費が掛かるイベントです。バス関連経費や会場借入れ経費等の直接経費だけでも概算で約400万円程度に上ります。また、口述試験期間という短期間の設備の設営ゆえ、社員への負担も過大です。

この「口述速報センター会員」サービスを、弊社はこれまでご利用料金をとることなく、口述試験受験生の皆様にご提供させていただいておりました。

それは、口述試験は司法試験受験生にとって、落ちてはならない最後の試験だからです。司法試験は、合格までにおよそ3～5年、長い人では10年以上もの歳月を費やすこともある超難関試験です。その間、弊社等の受験機関をご利用いただき、苦勞と費用を重ねて勉強し、ようやく択一試験、論文試験を突破して最後の口述試験まで辿り着いた受験生から、利用料金をとるようなことはできないと考え、あえてサービス料金のご負担をお掛けしなかったのです()。決して、料金を徴収できない程度のサービスだから無料でご提供したということではありません。弊社社員、講師、スタッフが丸となって、口述試験受験生をご支援させていただきたいという趣旨からでございます。

これまで「口述速報センター会員」を合格実績に算入していた趣旨は以上のとおりです。どうぞご理解をいただきますれば、幸いです。

受講履歴の一例(個人名はプライバシー保護のために伏せさせていただきます)

【Aさん】

1979年生まれ 24歳で最終合格

LECでの勉強期間：2000年3月～2003年10月(3年7ヶ月間)

<受講履歴>

講座名	受講年	講座名	受講年
'03仕事説明会&修習ガイド	2003年	論基礎・問題集・民訴2版	2001年
'03口述模試	2003年	全国択一公開模試	2001年
口述受験者のための特別ガイド	2003年	レギュラーコース	2000年
'03口述センター利用申込者	2003年	入門講座 春期生	2000年
適性試験対策直前模擬試験	2003年	C型答練 春期生	2000年
後期A型答練特待生試験	2002年	論文基礎力完成講座	2000年
全国択一模試・ハイレベル編	2002年	択一基礎力完成講座	2000年
ハイレベル合格報償制度希望	2002年	全国択一模試ファイナル編	2000年
全国択一模試・ハイレベル編	2002年	春の生協まつり特別優待生試験	2000年
LEC択一フリースクール第1回	2002年	弁護士・検事・裁判官の魅力	2000年
新論文過去問徹底解 民事訴訟法第	2001年	2000入門他学部第3回奨学生	2000年

【Bさん】

1977 年生まれ 26 歳で最終合格

LEC での勉強期間：1998 年 3 月～2003 年 10 月（5 年 7 ヶ月間）

< 受講履歴 >

講座名	受講年	講座名	受講年
03 口述センター利用申込者	2003年	論文早起き特訓	2001年
03 口述宿泊パック	2003年	アタック60	2000年
03 ハイレベル合格報奨返金済	2003年	後期A型答練	2000年
03 論文本試験徹底解析講座	2003年	渋谷年史弁護士講演会	2000年
全国択一模試ハイレベル編	2003年	弁護士講演会	2000年
全国択一模試ハイレベル編	2003年	論文本試験徹底解析講座(00年)	2000年
霞ヶ関CP口述の扉プレゼント	2003年	前期A型答練	2000年
02 口述宿泊パック	2002年	SRAフリースクール	2000年
02 口述速報センター利用者	2002年	ファイナル・カウントダウン択一	2000年
口述ファイナルチェック	2002年	ファイナル・カウントダウン択一	2000年
ファイナル答練	2002年	全国択一公開模試(特別編)	2000年
択一直前早起き特訓	2002年	司法試験択一願書配布申込み	2000年
択一早起き特訓	2002年	論点クイック択基礎早期憲民刑3	1999年
C-Book 民法5	2002年	2000年択一必勝パック	1999年
ハイレベル合格報償制度希望	2002年	択一基礎力完成講座	1999年
02年司法試験願書	2002年	全国択一模試・ハイレベル編	1999年
ハイレベル編+全国択一公開模試	2002年	全国択一公開模試	1999年
全国択一模試・ハイレベル編	2002年	B型択一演習	1999年
全国択一模試ファイナル編	2002年	論文本試験徹底解析講座(99年)	1999年
平成の過去問早起き特訓～論文編	2002年	論文基礎力完成講座リエンション	1999年
アタック60	2001年	論基礎(生V)+B型答練(通学)	1999年
択一直前早起き特訓	2001年	論文基礎力完成講座	1999年
択一早起き特訓	2001年	B型答練	1999年
ハイレベル編+全国択一公開模試	2001年	パック1 通学+通学	1998年
全国択一模試ハイレベル編	2001年	入門講座	1998年
全国択一公開模試	2001年	C型答練	1998年
司法試験願書申込	2001年	目と耳でわかるシリーズ(憲・民)	1998年

【Cさん】

1972 年生まれ 30 歳で最終合格

LEC での勉強期間：1995 年 2 月～2003 年 7 月（8 年 5 ヶ月間）

< 受講履歴 >

講座名	受講年	講座名	受講年
論文直前早起き特訓	2003年	元試験委員による改正民訴ポイント	1997年
02 論文本試験徹底解析講座	2002年	論文本試験徹底解析講座	1997年
02 訴訟法レジュメ引換(東京)	2002年	択一本試験徹底解析講座	1997年
平成13年度択一本試験徹底解析	2001年	司法試験択一願書申込み	1997年
訴訟法完全攻略パック 入門+論	2001年	全体構造 破産法	1995年
'99 入門講座	2001年	法律選択マスター講座 破産法	1995年
論文基礎力完成講座	2001年	論文基礎力完成講座	1995年
択一早起き特訓	2001年	択一基礎力完成講座	1995年
択一直前早起き特訓	2001年	新・基礎力育成(C型)答練	1995年
択一試験 解答受取者	1999年	新・入門講座 入門編	1995年

《その他の項目の概要》

	概 要
のうち、論文出題予想レジュメ	論文本試験当日、会場にて、試験科目の出題予想論点とその解説、試験の乗り切り方のアドバイスを記載した冊子を希望者にし進呈するサービスです。
のうち、最新判例情報	最新の判例をあつめ、それに解説を加えた冊子を、弊社刊行書籍「完全整理択一六法」利用者のうち、希望者に提供するサービスです。
のうち、口述本試験解説本	口述本試験の出題問題と解答例を再現し、口述試験から予想する論文問題を掲載している本を、期間・対象者限定で提供したサービスです。
のうち、論文本試験徹底解析講座	論文本試験の出題分析、各科目（6科目）の問題に対する解説、答案の書き方を説明する講座です（全6時間）。
願書交付	受験生の出願手続きの便宜をはかるため、法務省から願書を取りよせ、弊社支店にて願書を交付するサービスです。
講座使用教材販売	講座（答案練習会）で使用している問題解説レジュメを、期間限定で販売しているものです。
口述特別ガイダンス	口述試験受験者を対象に、口述試験の試験対策・心構え等のアドバイスや、本試験のシミュレーションを見ていただく無料講座です。
法曹有名人による講演会	法曹界でご活躍中の実務家の先生をお招きして、実務等に関するお話をしていただく講演会です。
仕事説明会 & 修習ガイダンス	司法試験合格者の方が修習に行かれる前に、修習にあたっての心構え等について、修習所の元教官を招いて実施するガイダンスです。
総合資格案内（約50頁）	司法試験を始めとする各種資格試験の魅力と、試験制度概要や、LECの講座が掲載されている冊子です。
無料講座説明会（身近な法律）	これから法律を目指す方を対象に、身近な法律をとりあげて解説をする、無料講座です。
入門講座無料体験受講	司法試験入門講座の全体構造編の第1回目の講義を、お試しで受講していただくものです。